

# 令和3年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和3年9月9日 木曜日 (午前10時開議)

## 出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

## 欠席議員 (1人)

8番	田口	一信
----	----	----

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新庁舎建設室長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健康推進課長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

- 第 1 同意第 2 号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 4 報告第 5 号 専決処分の報告（令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回））
- 第 5 報告第 6 号 専決処分の報告（令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回））
- 第 6 報告第 7 号 専決処分の報告（令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回））
- 第 7 報告第 8 号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第 8 議案第 32 号 令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 6 回）
- 第 9 議案第 33 号 令和 3 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 10 議案第 34 号 令和 3 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 11 議案第 35 号 令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 12 議案第 36 号 令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 13 議案第 37 号 川棚町課室設置条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 38 号 工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））
- 第 15 議案第 39 号 工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））
- 第 16 議案第 40 号 工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械））
- 第 17 議案第 41 号 工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）
- 第 18 議案第 42 号 財産の取得（川棚町立小学校低学年用情報端末購入の件）
- 第 19 請願第 1 号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。田口議員からは欠席の届出が出ております。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 1 )

## 日程第1 同意第2号

**議 長** 日程第1、同意第2号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。同意第2号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について提案理由をご説明いたします。

教育委員会の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に、「教育委員会は、教育長及び四人の委員をもって組織する。」とされており、委員の任命にあたっては、同法第4条に、「委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならない。」と規定をされております。

このたび、現教育委員会委員の浦隆之氏の任期が本年10月9日をもって満了となることから、後任の委員を任命する必要があります。そこで、後任として篠原康洋氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

篠原氏は、議案に記載のとおり、川棚町白石郷3番地27にお住まいで、年齢は昭和52年6月17日生まれの44歳であります。また、ご家庭におかれましては、現在、高校生と中学生の保護者であります。同氏は、平成8年3月に長崎県立川棚高等学校を卒業後、自営業である造園業に従事され、平成23年から今日まで、その代表として事業を営まれております。令和2年度には川棚小学校のPTA会長、そして現在、令和3年度においては川棚中学校PTA副会長を務められ、また、令和2年度からは、東彼サッカー協

会副会長を務められているほか、令和元年度から令和2年度まで、川棚地区少年補導員連絡協議会の会長を務められたあと、現在は同協議会の副会長をされており。このようにして、これまで、PTA活動、スポーツの振興、青少年の健全育成活動など、教育の各方面に熱心に取り組んでこられ、保護者や住民からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認められますので、今回、ご提案申し上げる次第であります。

任期につきましては、令和3年10月10日から令和7年10月9日までの4年間です。ご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、同意第2号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいた

しました。

( 1 0 : 0 5 )

## 日程第 2 諮問第 1 号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第 2、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱することとなっておりますが、人権擁護委員法第 6 条第 3 項により、「市町村長は議会の意見を聞いて、候補者を推薦しなければならない。」と定められております。

現在、本町には 4 人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられますが、そのうち山中美由紀氏におきましては、平成 3 1 年 1 月に人権擁護委員の委嘱を受けられ、現在 1 期目であり、令和 3 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の意見を求めるものであります。

山中氏は中組郷 1 2 9 0 番地 2 4 にお住まいで、昭和 3 3 年 7 月 1 9 日生まれの 6 3 歳であります。同氏は昭和 5 2 年 3 月に長崎県立佐世保東商業高等学校を卒業後、同年 4 月から川棚町役場に勤務され、その後、係長や課長を歴任されまして、平成 2 9 年 3 月末に会計課長を最後に退職をされております。退職後は、平成 2 9 年 7 月から川棚町農業委員会委員を務められておりますが、役場在職中は住民係長や住民福祉課長を歴任し、人権啓発業務を担当されるなど、人権に対する理解が深く、また、人格、識見が高く、人権擁護委員として適任と認め、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は令和 4 年 1 月 1 日から 3 年間となっております。

以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきまして、ご決定をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** はい。全員起立です。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(10 : 08)

### 日程第3 諮問第2号

**議**            **長** 次に、日程第3、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町**            **長** 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により、「市町村長は議会の意見を聞いて、候補者を推薦しなければならない。」と定められております。

現在、本町には4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられますが、そのうち山口輝子氏におきましては、令和3年12月31日をもって任期満了となり、本人より退任の意思が表示されております。その後任に、宮崎健二氏を候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

宮崎氏は新谷郷730番地1にお住まいで、昭和23年10月10日生まれの72歳であります。同氏は昭和45年3月に日本音楽学校中学校教員養成科を卒業後、同年4月から上県町立佐護中学校に勤務され、その後、川棚中学校を含め6つの中学校の教諭として勤務され、平成21年3月に定年退職されたあと、平成25年までは再任用職員として2つの中学校で勤務され、通算43年間学校教育に関わっておられます。生徒会担当教諭や特別支援学級の担任として、子どもの権利、人権に深く関わるなど、人格・識見が高く、また、音楽活動を通じて、高齢者施設等の慰問や、女声合唱団の指導など、地域に根ざした活動にも広く通じておられ、人権擁護委員として適任と認め、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は令和4年1月1日から3年間となっております。

以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきまして、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 人選についてじゃなくって、人権擁護委員の主な職務といたしますか、そういったものを、もし都合が悪くなければ、こういったことがあるっていうふうなことで、人権関係でありますのでなかなか具体的なところは聞けませんけども、一般的に言われる人権擁護委員の職務的なものが、都合が悪くなければ説明を、確認をしたいと思いますので、お願いできればと思いますけど。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。住民福祉課長に説明をさせます。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。まず人権擁護委員という法的な定義につきましては、



国民の基本的人権の侵犯を監視・救済し、人権思想の普及高揚に努める委員となっております。それから、本町においての活動内容としましては、地区ごとに年1回以上、東彼地区部会というのがございまして、そこで啓発活動や委員研修、委員相互の研修等を行っております。また、人権相談所の開設として、毎月20日、中央公民館等で行われております。そのほか、人権の花運動であるとか、人権教室であるとか、人権週間の取組などを活動内容として行っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

日程第 4 ～ 6 報告第 5 号～報告第 7 号

議 長 次に、日程第 4、報告第 5 号「専決処分の報告（令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回））」から日程第 6、報告第 7 号「専決処分の報告（令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回））」までの 3 件を、川棚町議会会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 ただいま、報告第 5 号から報告第 7 号までの専決処分の報告につきまして、一括議題としていただきましたので、一括して提案理由をご説明いたします。

まず、報告第 5 号「令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）」につきましては、去る 8 月 6 日付けで、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分の指定に関する条例第 2 条第 3 項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 034 万 5, 000 円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 75 億 149 万 3, 000 円にしたものであります。

補正の内容につきましては、県内の新型コロナウイルス感染症の拡大により、長崎県は 8 月 6 日に特別警戒警報を発令し、新型コロナウイルス感染防止対策として、8 月 10 日から 23 日までの 14 日間飲食店に営業時間短縮要請を行い、要請に協力いただいた飲食店に協力金を支給すること、その協力金の支給事務は市町が行うこととなったところであります。そこで、要請に協力していただいた町内飲食店に、川棚町営業時間短縮要請協力金を支給するため、新型コロナウイルス感染症対策事業に、新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金事業を追加したものであります。

次に、報告第 6 号「令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）」につきまして、ご説明いたします。去る 8 月 20 日付けで、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分の指定に関する条例第 2 条第 3 項の規定に基づ

き、専決処分により定めましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,034万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を75億3,183万3,000円にしたものであります。

補正の内容につきましては、県内の新型コロナウイルス感染症の拡大により、長崎県は8月19日に県独自の緊急事態宣言を発令し、新型コロナウイルス感染防止対策として飲食店に要請した8月10日から23日までの営業時間短縮に、第2期として、8月24日から9月6日までの14日間の営業時間短縮が追加されたところであり、この追加期間に協力いただいた町内飲食店に、川棚町営業時間短縮要請協力金を支給するため、新型コロナウイルス感染症対策事業に、新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金（第2期）事業を追加したものであります。

次に、報告第7号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」について、ご説明いたします。去る8月27日付けで、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第3項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を75億4,484万3,000円にしたものであります。

補正の内容につきましては、県内の新型コロナウイルス感染症の拡大により、長崎県は9月6日までととしていた県独自の緊急事態宣言を、9月12日まで延長することとし、長崎県が飲食店に要請してきた営業時間短縮に、第3期として、9月7日から9月12日までの6日間の営業時間短縮が追加されたところであり、この追加期間に協力いただいた町内飲食店に、川棚町営業時間短縮要請協力金を支給するため、新型コロナウイルス感染症対策事業に、新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金（第3期）事業を追加したものであります。補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

失礼いたしました。訂正を1件させていただきます。報告第6号「令和3

年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」につきまして、補正の内容といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,034万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を75億3,183万、先ほど「3,000円」と言いましたが、「8,000円」ということでありますので、訂正をさせていただきます。「75億3,183万8,000円」ということでお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、一般会計補正予算（第3回）からご説明の方をさせていただきます。

補正の内容につきましては、町長からもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請8月10日から23日までの14日間になりますが、これに応じて協力していただいた町内飲食店に、川棚町営業時間要請協力金を支給するために補正を行ったもので、支給に係る事業費の総額が県補助となっております。それでは、事項別明細書の歳出から説明しますので、8、9ページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、川棚町営業時間短縮要請協力金の支給事務に係る事務用品費、会計年度任用職員の人件費、郵送料、そして72店舗分の協力金を計上したものであります。なお、支給額につきましては、事業規模及び売上高により算定することとし、1日当たりの支給額は2万5,000円から上限7万5,000円までとなっております。歳出は以上でございます。

続きまして、歳入をご説明しますので、6、7ページをお願いいたします。15款県支出金、2項7目商工費補助金であります。川棚町営業時間短縮要請協力金の支給に係る歳出の総額3,034万5,000円を計上したものであります。歳入は以上であります。

10ページ以降につきましては、給与明細書を付けておりますが、説明の方は省略させていただきます。

続きまして、一般会計補正予算（第4回）の内容を説明いたします。補正の内容につきましては、長崎県が飲食店に要請した8月10日から23日までの14日間の営業時間短縮に、第2期として8月24日から9月6日までの14日間の営業時間短縮が追加されたため、この追加期間に協力していた

だいた町内飲食店に、川棚町営業時間短縮要請協力金を支給するために補正を行ったもので、支給に係る事業費の全額が県補助となっております。事項別明細書の歳出から説明しますので、8、9ページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましても、川棚町営業時間短縮要請協力金の支給事務に係る事務用品費、会計年度任用職員の人件費、郵送料、そして72店舗分の協力金を計上したものでございます。なお、支給額につきましても、1期目と同様に、1日当たりの支給額2万5,000円から上限7万5,000円まででございます。歳出は以上であります。

歳入を説明しますので、1ページ戻っていただきたいと思っております。6、7ページになります。15款県支出金、2項7目商工費補助金であります。川棚町営業時間短縮要請協力金の支給に要する歳出の全額3,034万5,000円を計上したものであります。歳入は以上であります。

10ページ以降につきましても、給与明細書を付けておりますので、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして、一般会計補正予算（第5回）の内容についてご説明いたします。補正の内容につきましても、長崎県が飲食店に要請してきた営業時間短縮に、第3期として9月7日から9月12日までの6日間の営業時間短縮が追加されたため、この追加期間に協力していただいた町内飲食店に、川棚町営業時間短縮要請協力金を支給するために補正を行ったもので、支給に係る事業費の全額が県補助となっております。事項別明細書から説明しますので、8、9ページをお願いいたします。

7款商工費、1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費であります。川棚町営業時間短縮要請協力金の支給事務に係る事務用品費、職員の時間外勤務手当、郵送料、そして72店舗分の協力金を計上したものであります。なお、支給額につきましても、これまでと同様に、2万5,000円から上限が7万5,000円でございます。歳出は以上でございます。

こちらにも前のページをまたお願いいたします。6、7ページになります。15款県支出金、2項7目商工費補助金であります。川棚町営業時間短縮要請協力金の支給に要する歳出の全額1,300万5,000円を計上したものでございます。歳入は以上であります。

10ページ以降には給与明細書を付けておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。  
波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。ただいま1期分から3期分までの3回の専決処分の報告があったんですけども、この1期分はもう8月23日で終了しておりますけども、この申請を滞りなく支給はできているのかと、あと2期分3期分はこれからだと思うんですけども、申請後どのような日程で各店舗の方に支払ができるのか、おおよその日程が決まっているのかお尋ねします。

**議 長** はい、産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。まず1期目につきましては、先ほどから説明がっておりますとおり、8月10日から8月23日までということでの要請となっております。その1期目の申請の期間といたしましては、8月24日から9月27日までを申請期間として予定をしております。それで現在のところ、45店舗からの申請がっております。あと、2期目につきましては、8月24日から9月6日までの要請がっております。この申請につきましては9月7日から10月25日までということでの申請といたしております。現在、23店舗からの申請がしているところであります。あと、3期目につきましては、9月7日から9月12日までの6日間の要請となっておりますけども、この申請期間につきましては9月の13日から10月25日までといたしているところであります。あと、今回といいますか、今現在もう申請があがっておりますので、随時店舗に対しては支給を行っている状況であります。以上です。

**議 長** ほかに。山口議員。

**6 番 山 口** こういうことを聞くっていうのはばかられるんですが、この時短協力ですね、そしてこの時短協力をした店のですね、時短が実際行われているかどうかというのは、チェックはやっておられるのかどうかですね。これは非常に、最近のニュースを見れば、コロナに関するいわゆる支給金の不正受給というのが結構ニュースで出てくるものですから、これが果たして申請書類だけで受け付けているのか、それとも実際にされてますよということを、いわゆる何らかの形でチェックされているのかどうか、その点を

お尋ねしたいと。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。基本的には県の方からの通知によりますと、その申請期間中に全体を確認をしてもらうというふうなことで話が各町の方にはいっております。ですので、1日当たり約30パーセント程度の店を確認を行うようにということで来ておるところでありますけども、本町といたしましては、週に2回各飲食店を確認に行っております。その飲食店に対しては、確認としましては、一応入り口に時短をするものか、休業をするものかという札を貼るようになっておりますので、その確認をしております。それと、あと時間が今現在8時まで、認証店を受けていない事業所に対しては、今現在8時までで閉店をなさいたいということになっておりますので、もし電気がついておる場合等もございましたので、そこには店の中まで入ってですね、確認をしております。ですので、今現在は週に2回程度の巡回を行っているという状況であります。以上です。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。。企画財政課長。

**企画財政課長** 先ほど、補正予算第3回から第5回までご説明しましたが、説明の内容の誤りがありましたので、訂正の方させていただきたいと思えます。

補正予算の第3回の方を見ていただきたいと思います。これの8、9ページになります。歳出の説明におきまして、協力金の支給する店舗の数をご説明いたしました。72店舗というふうにご説明いたしました。62店舗の誤りでございます。訂正してお詫び申し上げます。これにつきましては、第4回、第5回も62店舗ということでよろしく願いいたします。どうも失礼しました。

**議**            **長** はい。ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

日程第 7 報告第 8 号

議 長 次に、日程第 7、報告第 8 号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第 8 号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」について提案理由をご説明をいたします。

去る、6月30日の午前10時40分頃、川棚中学校の校舎裏駐車場の法面において、会計年度任用職員が草刈り作業を行っていた際に、足元にあった石が落下し、駐車してあった車両に衝突して、当該車両の後方バンパーに損害を与えたものであります。

その後、直ちに対応を行い、損害を受けた車両の所有者と損害賠償額について協議が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び専決処分の指定に関する条例第2条第1項の規定により、損害賠償の額を定め、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 それでは、内容について説明いたします。この件につきましては、損害賠償額について協議成立後、損害を受けられた方に遅滞なく賠償金額の支払うため、専決処分を行ったものであります。具体的には、専決処分のとおりでありますので、専決処分の主な内容を読み上げ報告とさせていただきます。2枚目の専決処分書をご覧ください。

専決の日付は、令和3年8月4日、専決であります。

損害賠償の額を定めることについてということで、川棚町中組郷1370番地3法面付近にて発生した落石による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定するという専決処分になります。

1. 事故発生日時 令和3年6月30日（水） 午前10時40分頃。



2. 事故発生場所 川棚町中組郷1370番地3 川棚中学校 校舎裏駐車場。

3. 損害賠償の相手方 大村市以降はアスタリスクで匿名としております。これは個人のプライバシーに配慮して伏せているというものであります。

4. 事故の概要 令和3年6月30日（水）午前10時40分頃、川棚町中組郷1370番地3付近の法面にて、川棚中学校会計年度任用職員が草刈り作業を行っていた。その際、直径約20センチの石が、駐車場の方向へ転がり、法面下に駐車してあった方に、伏せ字としておりますが、その方が所有する車両に衝突し、当該車両の後方バンパー助手席側を破損したものである。

5. 損害賠償額 7万1,500円であります。

以上のとおりであります。この件の損害賠償金につきましては、示談成立後、速やかに支払を完了し、その全額が全国町村会総合賠償補償保険の補償対象となり、補填されることを付け加えます。以上、報告とさせていただきます。

議 長 これから、質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:41)

## 日程第8 議案第32号

議 長 次に、日程第8、議案第32号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第32号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2, 290 万 7, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 78 億 6, 775 万円にしようとするものであります。併せて、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入においては、地方交付税の決定による増額、基金繰入金の減額、令和 2 年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額が主なものであります。

また、歳出においては、障害者福祉や児童福祉に係る令和 2 年度国・県補助金確定に伴う返納金の増額、町内の消費喚起のため川棚町プレミアム商品券事業の追加、8 月の豪雨による農地農業用施設・林業施設災害に係る災害復旧費の増額が主なものであり、その他当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。課長、長くなるようであれば、着座で結構です。

**企画財政課長** はい。ありがとうございます。それでは、着座で説明の方させていただきます。それでは、一般会計補正予算（第 6 回）の内容についてご説明させていただきます。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、26、27 ページをお願いいたします。

なお、今回の補正につきましては、人事異動による職員配置の変動により、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費において、全編を通じて増減の補正を行っております。説明に際しましては、「人件費の補正」という表現で簡略にご説明しますので、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、1 款議会費であります。1 項 1 目議会費につきましては、3 節で扶養手当及び期末手当、4 節で共済負担金に不足が生じ、増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

2 款総務費であります。1 項 1 目一般管理費につきましては、2 節から 4 節までが人件費の補正であります。そして 13 節が、新庁舎建設に合わせプリンターやコピー、スキャナーなどの機能を持った複合機を全庁的に更新・

整備することとし、その使用料を計上するものであります。

次の5目財産管理費につきましては、森林保険未加入の町有林が見つかり、その保険料を計上するもので、次の7目情報通信基盤整備事業費につきましては、光ブロードバンド施設の譲渡に係る申請に要します各種図面等の作成委託料を計上するものであります。

次の9目地域づくり事業費につきましては、地域おこし協力隊員が利用している公用車のリースが10月で満了となることから、再リースすることで予算を計上しておりましたが、今後の利用を考慮して、リース車を備品として購入することとし、13節でリース料を減額し、17節の備品購入費を増額するものであります。

次の10目交通安全対策費につきましては、運転免許証を自主的に返納した高齢者に1万円分のタクシー利用券を交付する、高齢者運転免許証自主返納支援事業の利用実績が当初計画の2倍となっており、予算の不足を見込み増額補正するものであります。

次の11目諸費につきましては、川棚駅前広場の一方通行の道路を、警察派出所側の出口から侵入する自動車があり危険なため、進入禁止看板を設置する経費を計上するものであります。

次の18目移住・定住促進事業費につきましては、新たな移住・定住施策として、移住・定住を目的とする活動に伴う宿泊に対し、宿泊費の一部を助成するための経費を計上するものであります。

次の2項1目税務総務費につきましては、こちらは人件費の補正で、次の2目賦課徴収費につきましては、償却資産の修正申告により還付金が生じたので、22節を増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費であります。こちらも人件費の補正であります。

次の4項1目選挙管理委員会費につきましては、共済負担金に不足が生じ増額するものであります。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費につきましては、2節から4節が人件費補正でございます。そして13節が、新たに整備する複合機の使用料15万2,000円、そして22節が、障害者自立支援給付費など

に係る前年度国・県補助金の確定に伴う返納金2,120万円を計上するものです。27節につきましては、介護保険特別会計の補正に伴い、繰出金を23万2,000円増額補正するものです。

次の4目老人福祉施設費につきましては、いきがいセンターの空調機が老朽化で故障し、運営に支障をきたしていますので、その改修工事の設計委託料を計上するものであります。

次の5目国民年金事務費につきましては、人件費の補正であります。

一番下の2項1目児童福祉総務費につきましては、1節及び8節は職員の病気休暇に係る会計年度任用職員に要する経費で、2節から4節までが人件費の補正、そして22節が子ども・子育て支援交付金などの前年度国・県補助金の確定に伴う返納金785万8,000円を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費につきましては、人件費の補正であります。

次の2目予防費、説明欄の予防接種事業費につきましては、22節で前年度国・県補助金の確定に伴う返納金26万7,000円を計上するもので、次の新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費につきましては、ワクチン接種に係る医師・看護師などの出務報酬や事務費、それからコールセンターの委託料、そしてワクチン接種保管予備冷蔵庫の購入費などを計上するものであります。

次の3目健康増進費、説明欄の健康教育費につきましては、22節で前年度国・県補助金の確定に伴う返納金7万2,000円を計上するもので、次の健康診査費につきましては、健診結果等の電子化した情報をマイナポータルで閲覧や市町村間で連携できるようシステム改修に要する経費を12節に計上するものであります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費、説明欄の農業委員会費及び農業者年金事務費につきましては、人件費の補正であります。次の機構集積支援事業費につきましては、会計年度任用職員の期末手当及び社会保険料に不足が生じ増額補正するものであります。

次の2目農業総務費につきましては、こちらも人件費補正であります。

次の5目農地費につきましては、ため池劣化状況評価に係る県補助金の追

加がありましたので、評価業務委託料を新たに計上するものです。なお、全額県の補助となります。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、人件費の補正でございます。

次の2目商工業振興費につきましては、長崎県信用保証協会との損失補償契約に基づく1件の損失補償が生じ、その保険金を計上するものであります。

次の3目観光費につきましては、こちら11節でノベルティの郵送料を、12節で昨年台風で大崎半島のサイクリングロードの一部が損壊しておりまして、そのうち落石の危険がある箇所測量設計費を計上するものです。そして27節では、観光施設事業特別会計の補正に伴い、繰出金を増額するものでございます。

一番下の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、町の経済対策として、川棚町プレミアム付商品券事業を実施することとし、会計年度任用職員の人件費、事務費、そしてプレミアム商品券の換金に要する経費を計上するものであります。なお、5,000円のプレミアム商品券を3,000円で各世帯3冊販売することとし、1万7,100セットを作成することにしております。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、2節から4節までが人件費の補正で、13節が新庁舎に整備する複合機の使用料を計上するものでございます。

2項2目道路維持費につきましては、地元から町道の樹木等の伐採の要望が多数ありまして、伐採業務委託料が不足しましたので12節を増額。工事請負費につきましては、雨水対策のため、町道野口線の側溝整備工事費を追加、そして18節で重機借上げ料補助が不足し、増額するものでございます。

次の4目橋梁維持費につきましては、麻生瀬橋のハイウェイ灯の修繕料を計上するものであります。

その次の3項2目ダム対策費につきましては、こちらは人件費の補正であります。

次の5項1目都市計画費につきましては、都市計画図の修正が必要となっ

ており、その修正費用を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項2目非常備消防費につきましては、消防団員安全装備品整備等助成金の交付決定があり、トランシーバー6台を購入するものであります。なお、全額が補助となります。

次の3目消防施設費につきましては、消火栓用ホースの劣化によりその交換費及び防災無線保守点検での不良箇所の修繕料を10節に追加するとともに、地区防火水槽整備に係る補助金の不足を見込み18節を増額するものであります。

次の5目災害対策費につきましては、8月の豪雨により職員の時間外勤務手当や食糧費、それから避難者用施設借上げ料が不足したため増額し、12節では河川監視システムの設定変更委託料を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項1目事務局費につきましては、2節及び4節が人件費の補正で、13節では新たに整備する複合機の使用料を計上するものであります。

次の2項1目学校管理費につきましては、小串小学校のプレハブ倉庫の床・壁がシロアリの被害を受けており、その改修工事費を計上するものであります。

次の3項1目学校管理費につきましては、中学校の老朽化で修繕料が不足しており、10節を増額するもので、次の4項1目社会教育総務費につきましては人件費の補正であります。

次の2目公民館費につきましては、教育長室の空調機が故障しており、その修繕費を、次の3目公会堂費につきましては公会堂の1階、2階席の客席シートの総合メンテナンスに要する経費を計上するものです。

次の5項2目教育キャンプ場費につきましては、教育キャンプ場のトイレくみ取り費の増額及びマナー啓発看板の設置費用を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

こちらが6項学校給食共同調理場費、1目管理費であります。こちらは4節で共済負担金が不足し増額、13節で新たに整備する複合機の使用料を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

1 1 款災害復旧費であります。1 項 1 目農地農業施設災害復旧費につきましては、8 月の豪雨災害により、その災害申請に係る事務費を計上するものであります。

次の 2 目林業施設災害復旧費につきましては、こちらも 8 月の豪雨災害により、その災害申請に係る事務費のほか、虚空蔵線ほか 2 線の災害復旧費工事に要する経費、そして新谷地区の自然災害復旧工事に変更が生じ増額するものであります。次のページをお願いいたします。

1 4 款予備費であります。1 項 1 目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより増額補正するものであります。以上が歳出についてであります。次のページには、給与明細書を付けておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。続きまして、歳入についてご説明いたしますので 8、9 ページをお願いいたします。

9 款地方特例交付金であります。この地方特例交付金と、次のページの 10 款地方交付税につきましては、額の確定に伴い増額するものであります。1 2、1 3 ページをお願いいたします。

1 2 款分担金及び負担金であります。1 項 3 目農林水産業費負担金につきましては、新谷地区の自然災害復旧工事の増額に伴う地元負担金であります。次のページをお願いいたします。

1 4 款国庫支出金であります。1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては、介護保険低所得者保険料減免負担金の前年度精算に伴い追加交付されるものでございます。

次の 2 項 2 目衛生費国庫補助金、2 節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業の増額に係る補助金で、次の 7 節健（検）診結果の利用活用に向けた情報標準化整備事業費補助金は、健診結果等の情報を、マイナポータルによる閲覧や市町村間の連携のためのシステム改修に対する補助金でございます。次のページをお願いいたします。

1 5 款県支出金であります。1 項 2 目民生費県負担金につきましては、こちらも国庫支出金と同様でございますが、介護保険低所得者保険料減免負担金の前年度精算に伴い追加交付されるものであります。

次の 2 項 4 目農林水産業費県補助金につきましては、ため池劣化状況評価

に係る補助金であります。

次の10目農水施設災害復旧費補助金につきましては、虚空蔵線ほか2線の災害復旧費に係る補助金であります。次のページをお願いいたします。

18款繰入金であります。1項特別会計繰入金につきましては、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、繰入金を増額するものであります。

2項基金繰入金につきましては、今後の予算の執行状況を見込み、基金の繰入金を減額するもので、減債基金及び財政調整基金からの繰入金を、それぞれ1億円減額するものであります。次のページをお願いいたします。

19款繰越金であります。1項1目繰越金につきましては、令和2年度の決算確定に伴い生じた純繰越金の追加であります。次のページをお願いいたします。

20款諸収入であります。4項4目過年度収入につきましては、教育・保育給付費に係る国・県負担金の精算交付金が主なものであります。

次の5目雑入につきましては、説明欄のとおり消防団員安全装備品整備等助成金の交付決定による追加でありまして、トランシーバーを購入することとしております。

次の新型コロナウイルスワクチン接種費用（他市町分）につきましては、他市町の者が本町で新型コロナウイルスワクチンを接種した場合は、他市町の負担分となることから、その負担額を見込み計上するもので、一番下のプレミアム付商品券販売収入につきましては、プレミアム商品券の販売収入を計上するものでございます。次のページをお願いいたします

21款町債であります。1項2目農林水産債につきましては、大崎サイクリングロードの測量設計に係るもので、次の3目土木債につきましては、道路維持工事等に係る起債であります。

次の4目臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴う増額であります。一番下の5目災害復旧債は、虚空蔵線ほか2線の災害復旧に係る起債でございます。

以上で歳入の説明を終わります。続きまして4ページをお願いいたします。第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました21款町債に対応するものでありまして、変更欄の



補正前の限度額と補正後及び追加欄の限度額との差額及び追加欄の限度額が24ページの町債の補正額と一致するものであり、限度額の合計を13億2,886万8,000円とするものであります。続きまして、債務負担行為補正を説明しますので、3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。日本政策金融公庫が長崎県林業公社に貸し付けた資金につきましては、もし日本政策金融公庫が損失を受けた場合は、長崎県が日本政策金融公庫に対して損失補償を行い、そして長崎県がその補償を行ったときは、関係市町は長崎県に対し、事業の割合に応じてその損失の一部を補償するということになっております。そのことについては、川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例を制定し、定めているところであります。このたび、日本政策金融公庫から長崎県林業公社へ利用間伐推進資金1,100万円の貸付けがあったことから、6月22日付けで長崎県農林部長から損失補償契約の締結について依頼がっております。本町はこの依頼に対して、先ほど申し上げた条例に基づき、長崎県と損失補償契約を行う必要がありますので、今回、債務負担行為補正として追加するものであります。期間につきましては、令和3年度から令和14年度まで、限度額につきましては長崎県林業公社が借り入れた1,100万円の2万分の47であります。この補償割合の率は、この借入に係る市町の事業割合によって算出されたものであります。以上で、川棚町一般会計補正（第6回）の説明を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:12)

(…休憩…)

(11:25)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 これから、先ほどの説明に対する質疑を行います。堀田議員。

10番堀田 はい。39ページの川棚町プレミアム商品券ですけど、この周知の方法は、広報誌で行うのか、あるいはホームページで行うのか、それとも各世帯に文書で発送するのか、お聞きをいたします。

議 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。まず業者、企業者につきましては、事前に登録店の加入申込みについて周知をいたしますので、それは郵送において周知をしたいと考えております。また、町民に対しては、世帯主宛ての引換券発送により周知を行う予定としております。また、ほかには町のホームページにより周知も考えております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。同じプレミアム付商品券の件なんですけど、これ今、周知の方法確認させてもらったんですけど、いつ頃大体発送となるんでしょうか。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。今、予定をしておりますのは、10月中旬までにはということで予定をしているところであります。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**2 番 小 谷** ちょっとプレミアム商品券のことが出ているので、そこでですね、1つが登録店自体は申込みをされると言いましたけども、対象がどこら辺までなってくるのかというか、町内全部の飲食店であったり、そのほかいろいろな業種があると思いますけども、どこら辺まで考えておられるのかというのと、あと、これが出るときに、1世帯3セットということで説明があっておりますが、世帯ではなく人数という話は出なかったのか。人数といいますか、1人いくらであったりという話は出なかったのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。まず、登録店につきましては、町内の各事業所、前回も建築業等々を含めたところで登録店としておりましたので、前回同様町内の企業者ということで考えております。

あと、2点目の、各世帯人数におけるの券ということで、協議がなされていないのかというご質問だったかと思っておりますけども、協議の中では、クーポン券等々についても協議をいたしております。ただ、今回プレミアム商品券に決定したものにつきましては。失礼しました。1人当たりいくらっていうその話です。先走ったところもございます。すいませんでした。そういった話につきましてはですね、一応協議を行っております。ただ、協議の中でです

ね、やはり経済を回すには、やはりプレミアム商品券をもってですね、川棚を元気にする券ということですね、決定したことであるんですけども、今回5,000円の券を3,000円で販売をいたしまして、2,000円のプレミアムということで、66.7パーセントのプレミアムということですね、前提に協議いたしまして、前回からしますと、前は20パーセントでしたので、今回はやはり66.7パーセントのプレミアムがあるということですね、町としてはそちらの方を進めた次第であります。以上です。

**議** 長 ほかに。堀池議員。

**5 番 堀 池** 今プレミアムとクーポンの話が出てたんでちょっとお伺いします。そういう話は出たということなんですけども、昨年第2弾でクーポン券発行したときには、2,500円1人ということでしたよね。で、決算の方は3,800万支出しましたよと。で、今回は3,000円で売って、で5,000円で発行ということで、実質4,000万の予算ということなんですけども、このなぜクーポン券よりもプレミアムになったのかっていうのはもう一つ、ちょっと私もよくわからない。で、1セット2,000円で3セットですよ。だから3人家族でしたら1人2,000円の利用価値があるかなと。でもそれでも2,500円のクーポンで去年は3,800万くらいでいけたというところが、ちょっと私は合点がいかないんですけども、説明お願いできないかと。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。前回クーポンで2,500円の家族の分で約4,000万程度の予算が入っておりますけども、今回は全体で5,000円、5,000円に対して今回1万7,100冊を予定をしておるんですけども、このときの経済効果としましては、8,500、約9,000万程度の事業効果になります。その事業効果に対してですね、やはり町としてはこのプレミアム商品券でいくっていうことを決定したところであります。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**6 番 山 口** ちょっと今のプレミアム商品券についてですね、ちょっとお聞きしたいんですけども。もう商品券の発行はもういいことですから是非やっていただきたいと思うんですけども、ただ、使う側になってみればです

ね、どの店で使えるのかっていうのが一番大事なことだろうと思うんですよね。プレミアム券は購入したは、どこの店で使えるのかと。だからその使える店舗をですね、どういうふうな形で、前回こういろんな印刷物で出てきて、あとから追加とかなんとか何回かあったんですよね。それでそこをどういうふうにしていくのかっていうのをちょっと改めてお尋ねしたいんですけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。1冊10枚の今回プレミアム券、500円券のですね。10枚が1冊になりますけども、その10冊の分を5冊5冊、まず5冊については大型店でも使用できます。5冊じゃない、失礼しました、5枚ですね。その10枚のうち5枚については大型店でも使用できます。あとの5枚につきましては一般の商店で利用できます。その一般の商店につきましては、飲食店でも使用できますというふうな、あとの企業の方につきましてもその券で利用できますというふうな分け方ですね。今回販売を予定をしているところであります。事前にですね、企業者に対しては加盟店を募りますので、その加盟店が決定いたしましたら、その加盟店の印刷をいたしまして、各ご家庭にですね、封書において送るようには考えております。それと冒頭言いました町のホームページ等にもですね、その旨記載をしまして周知をするような考えでおります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** 同じくプレミアム商品券ですけど、10月中旬に発送ということですので、いつからですね、これは使用して、いつまで使用されるのか、その辺の期日が決まっていたらお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 質問にお答えをいたします。今、予定をいたしておriますのは、販売を10月の末から行うことと予定をしております。あと利用期間につきましては、11月の、まあ今、予定ですけども、15日から、来年4年の1月31日までということで、今、予定をしているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

**13番波戸** 13番、波戸です。23ページの雑入の説明欄の27、新型

コロナウイルスの接種費用ということで、他市町分が150万入っているんですけども、本町で、他市町で受けた人の支出がちょっと把握できないので、どれくらい支出されたのかということと、大学とか職域で集団接種を受けた場合、この場合の取扱いというのもどうなるのかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** ご質問にお答えいたします。こちらに掲げておりますのは、歳入ではありますが、今のご質問については本町の町民が他所で受けた場合の費用はどうなるのかというご質問かと思えます。今現在ですね、私が確認した段階では、850名程度が県の接種会場や職域接種、そういったところで受けておられます。基本的には、接種に関する経費、川棚町民が例えば佐世保市の診療所で受けたとなりますと、1人当たり2,270円の費用負担をですね、求められることとなります。ただし、職域接種、それと県の大規模接種会場につきましては、それぞれの会場において接種したものについてはですね、それぞれ費用負担を国からもらえる場合とともありますので、これについては、ちょっと最終的にそういった国の費用負担の対象外となったものがどれくらいくるかということにはなろうかと思えますが、まあお一人につき最大で2,270円、1回当たり2,270円の請求が本町にくると、本町についても、他市町の方ですね、接種を町内で引き受けた場合には同額を請求するという状況となっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** ということは今回の補正では、町内の方が他所の市町で受けられた部分の支出については計上はされていないという理解でよろしいですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。川棚町民の方が接種で受けられる分についてはですね、他所に支払をするものについては、当初予算の中ですね、方でもう計上をある程度見込んでしておりますので、今回の補正には盛り込んでおりません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。初手議員。

**4 番 初 手** 39ページですね。39ページの観光の件で、遊歩道の工事をされるということで聞きましたけども、失礼。サイクリングロードか。こ

れは今、災害がちょっと発生をしておりますけども、災害のところはあまりにも早く着手されるなど。どの部分をされるのかちょっと把握をしたいと思えます。内容的な分も含めて。それと、サイクリングロードの災害が今、発生しています。遊歩道の方も発生していると思うんですけども、その辺についての考え方がもし方向性が出ておれば、その分も含めて説明をいただきたいと。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。この39ページに予算を上げておりますのは、昨年7月の豪雨によりまして、くぐり岩の奥側といたしますか、が、崩壊をいたしております。そのくぐり岩の復旧工事に対する設計業務の委託料といたしまして、今回その予算を計上をいたしております。あと、今年の大雨によりまして、サイクリングロードのこのくぐり岩の先の方になりますけども、道路法面が崩壊、山林になりますけども、そこが崩壊をしております。それと、あと大崎地区の公民館の方に行った終点になりますけども、神近さんのお宅があるかと思えますけども、その終点から遊歩道があります。その遊歩道につきましても、今年の大雨により法面が崩壊をしている状況であります。この今年雨によりまして、この2か所の道路法面が崩壊をしておりますけども、今現在ちょっと調査を行っている状況でありまして、山林が県有地にも含まれておるところでありますので、これは今後県の方とも協議をいたしていきたいと思っております。以上です。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 補足して答弁をさせていただきます。今、議員からは遊歩道の過去に受けた災害復旧についての質問もありましたけれども、当時この遊歩道の災害復旧については、約9,000万ほどかかるだろうということで、できれば県の方で災害復旧をしてもらいたいということで思っております。県の方に問合せをし、部長、副知事含めて協議をしたわけでありまして、結果的には遊歩道の入り口が町有地ということで、県の方ではどうしてもできないということで、町の方で実施をしなければならないように現在なっております。そういったことで、失礼しました。三川内海岸のサイクリングロードの話でありまして、これについては県の方で災害復旧をお願い

いしようということで過去に議会でも私の考え方を申し上げておりました、  
県と協議をしてきましたが、結果的にはさっき言いましたように、入り口が  
町有地ということで、町の方でしてもらいたいということになっておりま  
す。そこで、町単独では大変無理でございますので、災害復旧事業として対  
応できないかということで協議をしたところ、県としてはそういう考え方で  
対応できるということでございましたので、今後計画をしていきたいと思  
います。その中で、くぐり岩の向こう側に崩落の箇所がありまして、そこにつ  
いては以前も轟の滝の遊歩道でしたか、事故が発生して、尊い命が失われて  
おりますので、そういった危険性がありましたので、早急にその箇所だけ事  
業を実施しようということで今回提案をしているところでございます。以上  
でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに。山口議員。

**6 番 山 口** 29 ページですが、交通安全対策費のですね、免許の自主返  
納者が増えたから21万の増額をしたんだと。では、現在どれくらいの方が  
ですね、実数として返納されたのかですね。その数だけでも尋ねたいと思  
いますけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。自主返納者ですけれども、大体今、月5、6人ペース  
ということで出ているようです。それで一つ、今回増額になった要因としま  
しては、有効期限が大体最大で3か年と使用期間があります。それで昨年配  
布して、まだ使用していない方が今年になって使われ始めて、そしてまたな  
おかつ、2年目の3年度の配布をした方も使用がされてきたと、そういうこ  
とでの伸びもあろうかというふうに考えております。それで、配布についま  
しては、川棚署の方で受け付けた分については、川棚町こういうのが制度が  
ありますよということ言っていたらいいようですね、そこで周知が  
図られているのではなかろうかなと、そういうふうに考えております。以上  
です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：50）

## 日程第9 議案第33号

**議**            **長** 次に、日程第9、議案第33号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第33号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,941万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,619万7,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものは、令和2年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額であ



り、また、歳出においては、総務費の増額を行うものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費のうち1節から4節につきましては、会計年度任用職員の雇用の必要が生じたので、その人件費を増額補正するものであります。

12節委託料につきましては、システム改修費の計上をしております。次のページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより調整するものであります。次に歳入を説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

7款繰越金、1項1目その他繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:54)

**議** 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:54)

(…休 憩…)

(13:00)

**議** 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** 長 ここで、健康推進課長より発言の訂正の申出がっておりますのでよろしくお願ひします。はい、健康推進課長。

**健康推進課長** 午前中の審議の中で、波戸議員からの質問の中でですね、他市町村、他の会場で川棚町民のワクチン接種があった際の費用負担はというご質問がございましたが、私の方の説明が間違っておりました。正しくはですね、全ての接種会場、大規模接種会場、職域接種会場、他の診療所において、川棚町が発行した接種券を用いて川棚町民が接種した場合の接種費用は、全国統一単価、消費税込み2,277円を、国保連合会等を経由して川棚町に請求がくるということで、川棚町民の接種にかかる単価負担分につきましては全部川棚町の予算で執行するといういことになります。なお、予算につきまして、その分も含んだところで既に計上済みでありますので、今回の予算における補正はございません。以上です。お詫びして訂正いたします。

**議** 長 はい。それでは議事に入ります。

## 日程第10 議案第34号

**議** **長** 次に、日程第10、議案第34号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** **長** 議案第34号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億36万円にしようとするものであります。

歳入におきましては、令和2年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額であり、歳出におきましては、令和2年度決算確定に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増額が主なものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明をいたします。8ページ、9ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金の増額補正であります。本年4月、5月に、2年度分として、出納閉鎖期間に納付があった保険料分を広域連合へ納付するものであります。次のページをお開きください。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金につきましては、2年度の事業費精算による事務費等分を一般会計へ返還するものであります。次に歳入を説明いたします。6、7ページをお開きください。

5款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。以上で説明を終わります。

**議** **長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

( 1 3 : 0 5 )

#### 日程第11 議案第35号

**議**            **長** 次に、日程第11、議案第35号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第35号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,624万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,124万8,000円にしようとするものであります。

歳入におきましては、令和2年度事業費の確定に伴う国庫支出金の増額、令和2年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額が主なものであります。また、歳出においては、令和2年度地域支援事業費の精算返納金が主なものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、14、15ページをお開きください。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費につきましては、財源の補正を行うものであり、事業費の増減はございません。次のページをお開きください。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費及び2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、人件費に係る増額補正であります。

2項1目保健福祉事業費は、事業費費用のですね、不足見込みが生じたので、その分の増額補正であります。対象事業は、川棚町生活管理指導短期宿泊事業費であります。

3項1目高齢者一体的事業費は、事業費の増額見込みによる増額補正であります。高齢者の通いの場の取組地域の増加を見込んでおりまして、そのための費用を増額補正するものであります。次のページをお開きください。

6款諸支出金、1項2目償還金につきましては、2年度精算に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金でございます。

2項1目一般会計繰出金につきましては、令和2年度の地域支援事業費及び事務費等の精算に伴う一般会計への繰戻金でございます。次のページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるものでございます。続きまして、歳入についてご説明いたします。6、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金は、**2年度介護予防・日常**

生活支援総合事業調整交付金の精算に伴う追加交付であります。次のページをお開きください。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、2年度介護給付費交付金の精算に伴う追加交付であります。次のページをお開きください。

8款繰入金、1項1介護給付費繰入金、3目低所得者保険料軽減繰入金につきましても、2年度の精算に伴う追加繰入であります。次のページをお開きください。

9款繰越金、1項1目繰越金につきましても、前年度繰越額の確定による増額補正であります。なお、この繰越金には歳出6款諸支出金で説明しました、国、県等への償還金分も含まれております。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「令和3年

度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（13：12）

## 日程第12 議案第36号

**議 長** 次に、日程第12、議案第36号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第36号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,598万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,098万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、施設、これはくじゃく荘でございますが、施設の休業に伴う貸付金及び指定管理施設の経年による機器の修繕等に係るものであり、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明をいたします。歳入から説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金598万9,000円の増額につきましては、このあとに説明いたします歳出の増額分について、一般会計からの繰入金を増額するものであります。次のページをお開きください。8ページ、9ページになります。

2款諸収入、1項貸付金収入、1目指定管理者貸付金収入1,000万円の増額につきましては、説明欄の川棚町大崎保養宿泊施設運転資金貸付金元金として1,000万円を計上をしております。次に歳出を説明いたしますので、次のページをお開きください。

1 款観光施設事業費、1 項 1 目管理費の説明欄の国民宿舎管理費 1, 0 0 0 万円につきましては、2 0 節貸付金であり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設の休業を行った指定管理事業施設であるくじゃく荘の運営費が不足することから、現行の貸付金 2, 0 0 0 万円を 3, 0 0 0 万円に、1, 0 0 0 万円を増額するものであります。

次に、観光施設事業費、1 項 2 目改良費の説明欄、国民宿舎改良費 1 4 万 8, 0 0 0 円につきましては、1 4 節工事請負費であり、くじゃく荘の 3 階客室の空調設備更新の工事ではありますが、設計積算結果による増額補正であります。

次に、説明欄の大崎温泉改良費 5 8 4 万 1, 0 0 0 円につきましては、1 4 節工事請負費ではありますが、緊急な修繕工事が発生しましたので増額したものであります。まず、しおさいの湯女子露天風呂の温泉ろ過機が経年劣化により破損し、水漏れが発生したものであり、更新工事を行うものであります。また、しおさいの湯正面玄関の右側にありますプレハブ冷凍庫の故障による機器の更新工事ではありますが、経年劣化により、室外機等の故障が発生したものであります。その他、当初予算で計上しておりました工事に係る設計積算の結果による増額補正ではありますが、まず、テラスの外柵工事におきまして、工事用足場の追加計上、また、本館棟の空調工事におきまして、当初計画の製品が廃盤となっており、同種同規模の製品で設計積算を行ったところ、増額となったことによる増額補正を行うものであります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから、質疑を行います。小谷議員。

**2 番 小 谷** 貸付金の件に関してですが、今回の 1, 0 0 0 万の増額で、合計で 3, 0 0 0 万になるわけですが、貸付金は条例的に年度内返還ということが条文の中入っているかと思えますけども、今 9 月の段階で、上半期が大体終わるころですけども、この時点で不足しているということでしょうから増額になるのかと思えますけども、下半期で要は返還ができるのかどうかというのがちょっと不安な材料ではあるんですけども、その辺の事業計画といいますか、まあ見通せない部分があるかと思えますけども、今後の計画等、何か新しく立てられていることがあるんでしょうか。



**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。まず今回1,000万円の増額をした根拠につきましてご説明をしたいと思います。コロナ関係の影響によりまして、今年4月から9月の12日まで閉館を行う予定であります。それで、今回4月から8月の5か月分の実績を見込んで1,000万円を増額したものであります。そこで今回令和3年度、今年の分なんですけども、現在宿泊数が、8月分までの宿泊数が2,840名、前年度2年度は3,605名、令和元年度におきましては6,652名、平成30年度については7,311名の方が宿泊をされておりましたけども、令和元年度以前の数値から言いますと、約60パーセントが減少をしているという状況であります。こういうのを含めまして今回3,000万ということで増額をさせていただくようなことになっておりますけども、この貸付金については年度内に返納ということで定められておりますので、その返納についてはそのようにしていただくという形には考えております。ただ今後の予定等につきましては、何ら今のところは計画を行っていない状況であります。今後修学旅行等の予約もですね、入りつつありますので、まあ来年3月までは状況を見ながら進めてまいりたいと思っております。現在、今後の計画等については、立てていない状況であります。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:23)

### 日程第13 議案第37号

**議** 長 次に、日程第13、議案第37号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** 長 議案第37号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

近年、地方行政をめぐる情勢は、複雑多様化し、従来の枠組みでは対応が難しい問題が生じてきておりますが、特に、高齢者の増加に伴い、介護保険関係業務など高齢者に係る業務が増加しており、この傾向は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に達することにより、いっそう増大することが見込まれているところであります。また、子育て世代を対象とし、妊婦から子育て期にわたり、切れ目のない支援を提供するための「子育て世代包括支援センター」を本町においても令和2年10月から設置をいたしておりますが、これからは、更に施策の拡充が求められているところであります。そのようなことから、この高齢者に対する施策及び子育て世代に対する施策、この増大する2つの施策に係る対応が、かねてから懸案でありました。

このたび、新庁舎完成後の新庁舎における業務開始に合わせて、組織の機構改革を行うことにより、効率的に対応し、それぞれの施策を充実させてま

いりたいと、このように考えたものであります。そのようなことから、現行の住民福祉課及び健康推進課の業務を見直すとともに、老人福祉に関する事務、介護保険及び地域包括支援センターに関する事務を所管する「長寿支援課」を新たに創設することとしたものであります。

また、新庁舎建設も最終段階を迎えつつあり、今後、各課の配置を確定させた上で、新庁舎の館内の案内表示、机・椅子・書棚や窓口カウンターの設置、電算機類や電話機の配置・設定、新庁舎への移転作業計画など、新たな組織体制に合わせて、それぞれ構築していく必要がありますので、現段階において、新たな組織体制とその分掌事務を決定しておく必要があります。このような課の設置及び事務の分掌につきましては、川棚町課室設置条例において定めることとされており、その改正には議会のご決定をいただく必要がありますので、今回、提案させていただいた次第であります。

また、現時点では、新庁舎における業務開始の日が決定しておりませんので、この施行期日につきましては、附則において「規則で定める日から施行する。」とし、今後、業務開始の日が決定してから、この条例の施行期日を定める規則を制定させていただくことといたしております。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** それでは説明をいたします。新旧対照表によってご説明いたしますので、2枚目の横長の新旧対照表をご覧ください。

まず、改正前第1条において、次の課室を置くということで、1号から10号まで、各号列挙しております。その中の第5号、(5)健康推進課、そして第6号、(6)住民福祉課、これを今回この改正に併せまして、この順序を入れ替えるということ、この改正も行うものであります。一つには、健康推進課の予算につきましては、主に歳出予算の4款衛生費が占めてまいります。そして、第6号住民福祉課の予算は、主に第3款民生費を占めております。そういったことから、歳出予算の款に合わせた並べ替えを今回行おうというものであります。したがって、(5)の健康推進課が(7)にいきまして、改正前の(6)住民福祉課が(5)住民福祉課、そしてその5号と7号の間に、今回新設をします長寿支援課を第6号として設けるものでご

ざいます。

そして第2条において、さらにこの各課室の分掌する事務を定める規定がございます。その中で、今回、先ほど申し上げましたように、現行第5号健康推進課、これが入替えがあって、改正後の第5号は住民福祉課となります。そのことで非常に見にくいものとなっておりますが、改正前の第5号健康推進課の中の「イ 高齢者の保健及び介護保険に関すること。」とあります。この中の高齢者の保健ということに関しましては、かつての老人保健があった頃、それを指していたものでありますけれども、老人保健のこの制度はなくなっておりますので、この改正に併せて削除を行います。そしてその下の改正前の「キ 老人医療に関すること。」であります。これもかつての老人保健、これを指していたものであります。これに関するものもなくなっておりますので、今回削除を行います。次の裏をご覧ください。

現行の、改正前の第6号住民福祉課であります。この中の「オ 子育て支援に関すること。」、これが改正後は健康推進課に移ってまいります。そして、その下の「カ 保育所に関すること。」これも健康推進課の所掌事務ということで、その事務が健康推進課に移るものであります。そういったことを見比べた上で、改正後の、もう一度新旧対照表の1枚目をご覧ください。そう思います。そういったことで住民福祉課から、主に「子育て支援に関すること。」、「保育所に関すること。」が抹消されまして、改正後の第5号住民福祉課のアからオまでの事務ということに整理をしております。そして対照表の2枚目をもう一度ご覧ください。

第6号、(6)長寿支援課であります。町長の提案説明にもありましたように、「老人福祉に関すること。」、「介護保険に関すること。」、「地域包括支援センターに関すること。」、「そのほか他課に属しない老人福祉に関すること。」ということで整理をしています。なお、改正前においてはウの「地域包括支援センター」という表現はありませんでしたが、もう既に設置をされていますので、今回新たに条項ウとして設けております。第7号健康推進課であります。先ほど改正前の説明で申し上げましたように、改正後の「キ 保育所及び認定こども園に関すること。」、これが住民福祉課から移ってまいります。そしてさらに改正前では、「保育所に関すること。」と、こういう表現でありましたが、制度上「認定こども園」という制

度ができておりますので、今回それも合わせて表現をするということしております。そして「ク 子育て支援に関すること。」は改正前の住民福祉課の業務が移ったものであります。そして「ケ 子育て世代包括支援センターに関すること。」、これも昨年2年の10月から本町既に設置をしておりますが、今回の改正に併せまして追加をしております。以上が現行2つの課を、1つの課を新設し、3つの課に改めると、そういう改正の内容であります。

それでは、一部を改正する条例の附則をご覧ください。附則でお示しておりますように、「この条例は、規則で定める日から施行する。」としております。現時点におきましては、この町長の提案説明に申しあげましたように、この改正は新庁舎での業務開始日ということで切り替わるものであります。現時点では業務の開始日、これがまだ決定をしておりません。まだ不確定要素があります。そういったことで、規則で定める日から施行すると、こういう措置を執らせていただくことにより、期日が確定しましたら、そのための規則を制定し、施行日を決定すると、そういうことで考えております。後ほど議会の方には、その施行日についての規則を制定しましたら、全員協議会等におきましてご報告、これは必ず事前に申し上げたいと、そういうふうに考えております。以上がご説明です。説明を終わります。

**議 長** 町長。

**町 長** ただいまの課室設置条例の一部を改正する条例について、総務課長から説明をいたしました。先ほど壇上で申し上げましたように、この一部改正条例につきましては、新庁舎建設に合わせて改正をしたいということで、施行期日を規則に委ねているところであります。そこで、現時点における新庁舎の1階レイアウトを新庁舎建設室の方で作っておりますので、昼休みの時間に皆さん方に配布をいたしております。これについて、現在の案ということで、新庁舎建設室の方から説明をさせますので、よろしく願います。

**議 長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** はい。それでは私の方から、お配りしておりますこのレイアウトについて、説明をさせていただきます。

今、町長並びに総務課長の方からも説明がありましたように、新たに長寿

支援課という課が新設されるということで、新庁舎におきまして、この1階の方の机の配置等のレイアウトの見直しが必要になったところではあります。まずこの図面の方の位置関係なんですけど、ここは1階の平面になります。玄関から入りまして、右側の方の執務室になります。入りましたら、すぐ待合があります。待合については以前から説明しておりましたように、コの字の形をしたカウンターを配置させていただいております。この中に住民福祉課、健康推進課、税務課、会計課という、この4課を配置した形を当初計画しておりましたが、先ほど言いましたように、新たに1課、長寿支援課と増えたことから、ここを1つ増やさないといけないという形になりました。この部分について、どのような形にどこに配置するか、この部分を、住民福祉課課長、健康推進課課長に集まっていたら、協議をさせていただいた結果、こちらの長寿支援課ですね、場所としては玄関側、南側の方の配置になりますが、こちらの方に配置するというふうに決めております。また、カウンターの方につきましても、この長寿支援課、カウンター窓口が必要となってきますので、健康推進課の方のカウンターと長寿支援課のカウンター、分け合いながら利用していただくようにということで、この長寿支援課の方の席の方が長寿介護係とありますが、これは健康推進課の方の係になりますけど、その横に地域包括支援係があります。ここがちょうど境になってきます。すいません、私勘違いしてました。長寿介護係までが、すいません、長寿支援課となりますので、ここのカウンターを使っていると、ちょうどこの前のあたりですね。こういう形を考えて配置をさせていただいております。基本的には、職員の数は大きく増えてはおりません。ただ、管理職が1名増えてくるという形になりますので、そういう部分でいけば、若干執務室のレイアウト、狭くなる部分がありますが、このように机を配置させていただいて、業務の方を支障なく進められると考えているところであります。以上、レイアウトの説明であります。

**議** 長 これから質疑を行います。堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。今回課室設置の一部の改正の条例なんですけど、変更後、健康推進課の中に、「カ 後期高齢医療に関すること。」で入ってるんですけど、何かこう、私からすると、長寿支援課の方じゃないのかなと。なぜそこに残ってるのかがちょっとわからなかったんで教えてください。

**議** 長 総務課長。

**総務課長** はい、お答えいたします。この後期高齢者医療に関すること、堀池議員ご指摘のとおり対象者、後期高齢者、いわゆる75歳以上の方が対象です。ただこの資格の取得・喪失、こういった事務は国民健康保険と非常に密接な関係がございます。あるいは保険証の交付であるとか、それとか給付に関する事務であるとか、基本的には国民健康保険の給付という、そういったサービス、性格がほぼ、流れとしましては、仕組みとしては同じであります。ですからご指摘のように、対象者だけで見ると長寿支援課にみえますが、事務の性格として国保に類似したということで健康推進課の方がスムーズに行くということで、健康推進課のままとしているものであります。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**6 番 山口** これ2課をですね、3課になるわけですけども、結果的にこの課員の数というんですか、これはどれくらいをみておられるんですか。そして現員から比べれば、例えば、もう単純に言えば健康増進課と住民福祉課、ここらあたりは業務の関係で若干減ったりして、そして長寿支援課に回されるのかなど、人数からいけばですね。これが例えば町の定数を増やしますよということであれば別個なんですけども、現定数でいけばどこかでやりくりをしていくということになれば、この2課を3課に振り分けるということになるんだろうと思いますけども、現員が何名くらいで、どこの課が何名減員して、そしてそういうふうな形でどう考えられたのか、そこをお尋ねしたい。

**議** 長 総務課長。

**総務課長** はい、お答えをいたします。まずちょっと前提として考えていただきたいのは今日お配りしたレイアウト図、これは会計年度任用職員も含まれておりますので、その辺の関係で今から申し上げる数と、机の数とは合わないということを、まずご承知おきいただきたいと思います。まず現行の体制であります。健康推進課、これには課長含めまして、現在の正規職員ベースで19名配置をしております。そして住民福祉課でありますけれども、これも正規職員ベースで課長含めまして14名で配置をしております。したがって、合計で33名という配置であります。そして今回新たにこ

の改正によって組織変更したあとの姿でありますけれども、住民福祉課、これは課長含めて10名ということで今想定をしております。そして健康推進課、これが16名を現在想定をしております。申し遅れましたが、健康推進課が現行の19名から16名、それは主には介護保険に関する事務が長寿支援課に移管されたということで、そういう減が生じております。そして住民福祉課でいいますと、現行の14名、これが10名に減。主には子育て支援に関する業務が健康推進課に移行すると、そういう減員であります。そして新たに創設する長寿支援課であります。これが8名ということで計画をしております。したがって、今回の改正後の人員配置でありますけれども、住民福祉課10名、健康推進課16名、長寿支援課8名、合計しまして34名ということです。先ほど新庁舎建設室長の方から申しあげましたように、2つの課が3つになる。したがって、課長は1純増となります。ただし、その以外の係長以下係員につきましては、現行体制でやりくりをしよう、という考えであります。ただこれは、現行考えておりますのはこの計画でありまして、これから業務、新年度にかけてどのような増減があるか、まだ不確定要素もあります。ですから、あくまで現行計画しておる姿がこうであるという、そういうことをご認識をいただければと思います。以上です。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

**13番波戸** はい、13番波戸です。今、社会福祉協議会の方から出向で来ていらっしゃるんですけども、この体制になった場合には今後は役場の方で引き受けられるのか、それともそのまま残るのか、お尋ねします。

**議** **長** 総務課長。

**総務課長** お答えをいたします。かつては、社会福祉協議会から出向いただいて事務を行った方がいらっしゃいますが、ちょっと私記憶が定かじゃないんですけども、今はそういう社会福祉協議会からの出向はもうなくなっております。現行本町の職員だけでこの事務は配置しておりますので、その影響はなかろうと思っております。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。室長。

**新庁舎建設室長** すいません。お配りしましたレイアウトの一部修正をお願いします。課の名称なんですけど、レイアウト図の方には「健康増進課」とし



ておりました。申し訳ございません。これは「健康推進課」の間違いであり  
ました。すいません。訂正をお願いいたします。

議 長 質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」の  
採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「川棚町課  
室設置条例の一部を改正する条例」は、可決されました。

(13:48)

#### 日程第14 議案第38号

議 長 次に、日程第14、議案第38号「工事請負契約の変更（川  
棚町新庁舎建設工事（建築））」を議題といたします。提案理由の説明を求  
めます。町長。

**町長** 議案第38号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））」について、提案理由をご説明いたします。

現在工事を進めております、川棚町新庁舎建設工事（建築）につきまして工期を延長する必要が生じたこと、及び工事内容の変更により、現請負契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましては、本町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** はい。それでは私の方から、工事請負契約の変更の内容について説明をいたします。

まず1枚目の方の議案です。変更内容だけ読み上げます。

項目4. 契約金額、変更前8億5,974万9,000円、変更後8億7,641万4,000円、1,666万5,000円の増額であります。次のページ、参考資料をお開きください。

資料上段の方に、工期を記載しております。当初、令和2年9月11日から令和3年10月29日まで。変更、令和2年9月11日から令和4年1月31日まで。

変更の概要です。

工期の変更。工期、94日間の追加（変更後 竣工日 令和4年1月31日まで）。

変更理由です。1. 基礎工事にあたり、地中障害物の撤去及び湧水による作業効率の低下により不測の日数を要した。

2. 防災拠点となる庁舎にするため、耐震性・耐久性の高い構造物となる設計であり、通常より鉄筋量が多くなっていることから、配筋工事の施工精度が一般建築物より高くなり、配筋作業に伴う施工に日数を要することとなった。

3. 新型コロナウイルス感染症において、各資材調達に遅れが生じる。ま

た、内装工事等において、県外からの増員となる作業員を配置する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、県内から新たな作業員確保が必要となり、その手配のために日数を要する。

続きまして、別館側庇追加工事。別館南側の屋外通路用庇を追加した。構造、鉄骨造。庇面積、A = 28 平米。

続きまして、諸経費の変更。工期の変更及び別館南側庇追加工事の変更に伴い諸経費の変更を行う。次のページをお開きください。

A3版横三つ折りとなっております工程表であります。右上の方に凡例を記載しております。青色が当初の工程を示しております。赤色が変更後の工程を示しております。なお、工程表左側、項目の上段「仮契約・本契約」から中段の「3F 躯体工事」までは、各工程で要した実日数を基に変更後の工程として記載をしております。それ以降の各工程につきましては、予定として、令和4年3月までを記載しております。

それでは、工程表の内容を説明いたします。先ほど説明いたしました変更理由の1項目目、基礎工事の延長については、項目上段の山留、杭工事、基礎工事が該当し、転石や湧水の発生により、当初から1か月の延長となっております。

次に、変更理由の2項目目、配筋作業による延長については、項目の中段にあります「1F 躯体工事」、「2F 躯体工事」、「3F 躯体工事」の工程につきまして、この部分、当初の工程より1か月半延長となっております。

次に、変更理由3項目目、新型コロナウイルス感染症の影響による延長です。先ほど変更理由でも説明いたしましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により、各資材の調達遅れや作業員確保について影響が出てきております。この影響による延長は、工程表の項目「内装工事」の工程で確認ができます。内装工事における青色の当初の工程は、着手から完了までに3か月半を要する計画でありましたが、赤色の変更後の工程は約5か月を要する工程となっております。そのため、当初の工程からすると1か月半の延長を要することとなり、先の2項目目の延長分を加えると3か月の延長となります。この延長により、工事の竣工が当初12月29日と定めておりましたが、3か月の延長となり、令和4年1月31日を竣工とする工期に変更を行

うものであります。新庁舎建設工事が竣工した後、新庁舎への移転までの工程は、項目の下段にあります「その他」に記載をしております。項目には什器の設置とサーバー等設備関係工事の工程を記載しておりますが、これらの完成が3月中旬までになることから、新庁舎への移転は3月中旬以降の予定としております。以上が、工期の変更に伴う説明であります。

続きまして項目2つ目、別館側庇追加工事の説明をさせていただきます。説明にあたりまして、最終ページ、参考資料（図面）により行います。お聞きください。新庁舎と別館を正面から見た図面が左上の南側立面図となります。新庁舎と別館をつなぐ屋外通路には庇がかかる計画であり、当初の計画では、新庁舎の建築工事において、図面に青く塗った部分の新庁舎側庇と、それから別館側庇の基礎部分を計上しておりましたが、別館側の庇の取付工事は新庁舎建設後に実施する計画としておりました。しかしながら新庁舎完成の際には、外観の調和と来庁者の利便性を確保しておきたいとの判断から、黄色で塗った範囲の別館南側の外壁改修工事を今年度先行して完了させたことから、赤く塗った別館側の庇工事についても新庁舎の建設工事と合わせて実施することができるようになりました。図面下側、屋根平面図をご覧ください。赤の部分が今回の追加工事となります庇部分であります。別館既存のスロープの上部に屋根がかかることとなります。図面右側が標準断面図となります。別館の既存スロープの幅1.2メートルに対して屋根がかかるようになります。なお、本契約に追加工事としました理由は、別館側庇が新庁舎の正面玄関に係る庇の構造及び仕上げと同じものであり、部材等の関連性が高いことから、本契約である建築工事に追加計上したものであります。

最後に項目の3つ目、諸経費の変更についてご説明をさせていただきます。この項目は、すいません、説明資料がありません。口頭により説明をさせていただきます。ただいまご説明いたしました別館側庇追加工事にかかる工事費を追加する増額と、工期を延長することによる共通費の見直しによる増額により、現契約金額に変更が生じてきます。別館側庇追加工事は、直接工事費が増額となることによる変更であります。工期を延長する変更に伴った契約請負金額の変更は、共通費、いわゆる諸経費が増額されるものであります。共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の3項目に区分されます。通常、追加工事等が発生して直接工事費が上昇しますと、各経費

の率は少しずつ減少していきませんが、増額された直接工事費に各経費率をかけることとなることから、契約金額は増額となります。また、建築工事の場合、共通仮設費及び現場管理費の2項目が工期に反映される経費計算式となっていることから、工期が延長されることで、変更金額は工期が変更されない変更金額よりも増額されることとなります。工期が延長されることにより共通費が増額される理由は、工期の影響を受ける設置期間等が長短する仮設建物費、これは現場事務所等になります。それとか、動力用水光熱費、従業員の給与手当及び法定福利費等を工期に応じて評価しているためであります。このため本契約は、別館側庇追加工事による直接工事費の増額及び工期の延長による共通費の増額により、その増額金額を変更前の契約金額に加算した額が、議案にあります変更後の契約金額となっているものであります。以上、本議案の説明とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））」は、可決されました。

(14:02)

**議**            **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:03)

(…休 憩…)

(14:15)

**議**            **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第15 議案第39号

**議**            **長** 次に、日程第15、議案第39号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第39号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」について、提案理由をご説明いたします。

現在工事を進めております川棚町新庁舎建設工事（電気）につきまして、工期を延長する必要が生じたことにより、現請負契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** はい。それでは、工事請負契約の変更内容についてご説明いたします。

1枚目の議案です。変更内容だけ読み上げます。

4. 契約金額、2億3,747万9,000円、変更後2億3,950万3,000円、202万4,000円の増額であります。次のページ、参考資料をお開きください。

上段の工期につきましては、先ほど議案第38号の建築と同じ変更工期としております。当初、令和2年9月11日から令和3年10月29日まで。変更、令和2年9月11日から令和4年1月31日までであります。

変更の概要です。読み上げます。

工期の変更。工期、94日間の追加（変更後 竣工日 令和4年1月31日まで）。

変更理由です。建築工事の工期の見直しに伴い、本工事においても施工上密接に関連する工事であるため、建築工事と同じく工期の延長を行う。

諸経費の変更。工期の延長に伴い、諸経費の変更を行う。次のページをお開きください。

工程表であります。項目の下段に「電気工事」とあります。赤枠で囲っています箇所が電気の工期となります。電気の工期は、建築の内装や外装の仕上げに合わせて工事が進められることとなります。そのため、建築の工期変更と同じく、当初の工期からは3か月の工期延長が必要となります。なお、工程表に記載があります、12月10日頃の受電予定日とは、建物に電力を供給する開始日のこととなります。1枚戻りまして、参考資料です。

新庁舎建設工事は、分離分割発注方式を採用していることから、建築、電気、機械と、3工種に分けて契約を行っております。この3工種については、工事を進めるにあたり密接に関連する工事であることから、3工種の1つでも遅れたり、先に工事を完了することはできないものとなっております。そのため、変更理由として記載しておりますように、建築工事が延長されたことにより、本契約についても建築と同一工期とするものであります。工事請負金額につきましても、本契約の工期を延長することにより、建築工事と同じく、諸経費の増額が生じることとなるため、その増額金額を変更前の契約金額に加算した額が、議案にあります変更後の契約金額にするものであります。以上、本議案の説明とさせていただきます。

**議 長** これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」は、可決されました。

(14:21)

#### 日程第16 議案第40号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第16、議案第40号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第40号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械））」について、提案理由をご説明いたします。

現在工事を進めております川棚町新庁舎建設工事（機械）につきまして、工期を延長する必要が生じたことにより、現請負契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましては、本町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、



地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

なお、詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** はい。それでは、工事請負契約の変更内容についてご説明いたします。

1枚目の議案です。変更内容だけ読み上げます。

4. 契約金額、変更前1億2,628万円、変更後1億2,740万2,000円、112万2,000円の増額となります。次のページ、参考資料をお開きください。

上段の工期につきましては、先ほど議案第38号、39号の建築、電気と同じ変更工期としております。当初、令和2年9月11日から令和3年10月29日まで。変更、令和2年9月11日から令和4年1月31日までであります。

変更の概要ですが、先ほどの電気と同じ内容であります。読み上げます。

工期の変更。工期、94日間の追加。

変更理由。建築工事の工期の見直しに伴い、本工事においても施工上密接に関連する工事であるため、建築工事と同じく工期の延長を行う。

諸経費の変更。工期の延長に伴い、諸経費の変更を行う。次のページをお開きください。

工程表であります。項目の下段に「機械工事」とあります。赤枠で囲っています箇所が機械の工期となります。機械の工期についても、建築や電気と密接に関連していることから、本契約についても同一工期となる3か月の工期延長が必要となります。1枚戻りまして、参考資料です。

工事請負金額についても、本契約の工期を延長することにより、建築工事と同じく、諸経費の増額が生じることとなるため、その増額金額を変更前の契約金額に加算した額が、議案にあります変更後の契約金額にするものであります。以上、本議案の説明とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械）」は、可決されました。

（14：26）

#### 日程第17 議案第41号

議 長 次に、日程第17、議案第41号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第41号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」について提案理由をご説明いたします。

令和3年3月24日付けで締結した川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事につきまして、工事内容の変更により現請負契約金額に変更が生じたところ

であります。

そこで、変更後の本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは、工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

この川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事につきましては、令和3年3月定例会において、工事請負契約の締結についてご決定をいただき、現在工事を進めているものであります。変更の内容につきましては、議案の次のページからが参考資料となっておりますのでご覧ください。

まず工期につきましては、契約の日から令和4年3月18日までとしており、工事場所については、川棚町三越郷地先であります。

次に、工事概要についてであります。堤体工といたしまして、災害査定時には、被災した直立消波ブロック2個の新規作成としての採択がなされておりましたが、被災範囲の直立消波ブロックを陸揚げ、仮置きし、固体の状況を確認した結果、固体の構造に影響を及ぼす破損等が確認され、再利用が不可能となったため、ブロックの新規作製といたしまして、当初2個を18個に変更するものであります。

撤去工につきましては、まず堤体工撤去であります。破損等で構造に影響を及ぼす直立消波ブロックについて取壊し処分する必要があり、作業に係る数量を記載しているところであります。

次に、上部工撤去であります。上部工については直立消波ブロックの最上段部の上部に厚さ50センチのコンクリートを打設するものであります。今回上部工につきましては、延長40メートルの撤去、取壊しを行うこととしておりますが、上部工を取り壊す際に再利用を予定している直立消波ブロックへの影響を極力抑える必要があり、上部工と直立消波ブロックの付着部分の切離しについて、請負業者と協議し、再検討を行った結果、コンクリート切断等の数量を変更するものであります。

次に、共通仮設費につきましては、まず、回航・えい航費であります、設計では標準的な作業船の組合せを計上するもので、施工業者からの施工計画書に基づき内容等を変更するものであります。また、新規製作する消波ブロックの製作ヤードについて、大村湾内では適地が見つからなかったため、新たな作業ヤードを決定したことにより内容を変更しております。

次に、運搬費につきましては、現場から作業ヤードへ撤去仮置きした消波ブロックを陸上において移動をさせるために、標準的なクレーンを計上しておりましたが、施工業者との協議により、70トンクレーンに変更しております。

役務費につきましては、既設直立消波ブロック等の撤去仮置場として、川棚港百津野積場を県より借り受けておりますが、現時点での実績額に変更したものであります。

工期の変更につきましては、堤体工の直立消波ブロック製作に係る期間及びナマコの漁期内の漁の影響を考慮しまして、現契約の令和3年11月30日を令和4年3月18日に変更するものであります。次のページをお開きください。右下にページを付けておりますが、P1というページであります。この表は、各ブロックの被災状況を表したものであります。そこで、右側の右下に凡例を記載をしておりますが、赤で表示してあるのが、鉄筋が露出したブロック、緑がクラックが入ったブロックを表示しているところであります。次のページ、右下のP2というページがあります。

防波堤の被災縦断図であります、港内側から見た図面となっております。そこで、図面の下の方に赤書きをしておりますけども、着色部が大規模な破損が見られた箇所であり、灰色着色部が当初設計の計上箇所、赤色で着色した部分が今回変更で計上したブロックとなっております。あと、先ほど見ていただいた前のページ1ページの左端をご覧くださいと、ブロックの番号を振っておりますけども、このブロック番号がこの2ページの図面内に丸で囲んで書いてあります数字を表したものであります。

それと、また1枚開けていただいて3ページ目、右下にP3と書いてある図面がありますけども、これは変状図を添付しております。陸揚げした消波ブロックを確認している状況写真であります。破損、ひび割れ、鉄筋の露出が確認されます。この写真は、ナンバーの51のブロックの状況であります

が、1ページのブロック番号51を見ていただくと、破損箇所にはクラック、鉄筋露出とあり、判定がばつでありますので、新規作製となっております。あと、その1ページの着色された箇所が18か所ありますので、その18個の直立消波ブロックを新規作製を行うものとしております。

それでは、議案の表紙に戻っていただきまして、契約金額であります。変更後の契約額は8,644万2,400円となるものです。また、契約の相手方は、長崎県佐世保市天満町2番30号 門田建設株式会社 代表取締役 門田治男氏であります。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」は、可決されました。

日程第 1 8 議案第 4 2 号

**議 長** 次に、日程第 1 8、議案第 4 2 号「財産の取得（川棚町立小学校低学年用情報端末購入の件）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 4 2 号「財産の取得（川棚町立小学校低学年用情報端末購入の件）」について提案理由をご説明いたします。

本件財産の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に該当しますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、川棚町立 3 小学校の低学年用情報端末の購入であり、当該財産の購入に係る入札会を、去る 8 月 2 7 日に、7 社による指名競争入札で行った結果、長崎市田中町 1 4 5 2 番地、Q - b i c ソリューションズ株式会社 代表取締役 船橋修一が 1, 7 5 7 万 8, 0 0 0 円で落札決定したところであり、8 月 3 1 日に仮契約を締結いたしております。

取得する財産の概要など詳細につきましては、教育次長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** それでは私から、取得する財産の概要を説明いたします。

本町では、昨年度、国の G I G A スクール構想に対応するため、町内小中学校の児童生徒に 1 人 1 台の教育用情報端末、いわゆるタブレットパソコンを整備したところであり、小学校 4 年生以上中学 3 年生までの児童生徒に対しては、国の公立学校情報機器整備費補助金を活用して、新規に導入したタブレットパソコンを配布し、小学校 3 年生以下の児童に対しては、平成 2 7 年度に町単独でリースにより整備したタブレットパソコンを再リースにより配布したところですが、新規のタブレットパソコンを全児童生徒に行き渡らせることができなかつたのが、国の補助上限が全児童数の 3 分の 2 の台数に限られていたことによるものであり、そのため、小学校 3 年生以下の児童には旧型のタブレットパソコンを配布したところですが。

このような中、今年度に入り、小学校3年生以下で使用する旧型のタブレットパソコンについては、導入してから既に6年を経過しようとしており、経年劣化により電池パックの消耗が著しく、中には充電ができないものも複数台発生しております。時間を追うごとにこのような台数は増えていくものと考えます。また、今年度、国の実証事業として、児童生徒の学習者用デジタル教科書が1教科分、無償配布されたところですが、ウェブブラウザ、インターネットを閲覧するためのソフトウェアになりますが、これがアップデートできないような状況となり、この学習者用デジタル教科書が使えない状態となっております。

そこで今回、小学校3年生以下の児童が使用する旧型のタブレットパソコンを更新するため、川棚町立小学校低学年用情報端末の購入を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、整備しようとするものです。それでは、購入を予定しているタブレットパソコンの概要を説明いたします。議案の2枚目の参考資料により説明いたします。参考資料をご覧ください。

まず、納入期限につきましては、機器の調達、各種設定期間を約3か月と見込み、令和3年12月17日までとしております。まず、3小学校低学年児童用のタブレットパソコンの機器の仕様につきましては、表頭の小学校低学年用情報端末の列に記載しております。購入台数は、3小学校3年生以下の児童生徒数を充足する台数として、川棚小学校206台、石木小学校59台、小串小学校98台の合計363台としております。機器の仕様につきましては、表側のOS、基本ソフトウェアでございますけれども、Windowsを採用してございまして、無線で通信ができるWi-Fi機能を備えているほか、表側のCPU以下の項目については、記載の仕様となっております。この児童用の情報端末につきましては、文部科学省がGIGAスクール標準仕様として示す仕様に準拠しているものであり、現在小学校4年生以上に配布しているタブレットパソコンと同じものであります。

次に、表頭の管理者用情報端末の欄に記載していますように、教育委員会事務局に児童生徒が1人1台で利用するタブレットパソコンのアカウント管理や紛失時などのセキュリティ対策を行うための管理用パソコンを1台配備して、安全かつ効率的な運用に努めたいと考えているところであります。

コンの仕様は管理者用情報端末の欄に記載しているとおりです。

また、購入機器の概要の表の下に、今回購入するタブレットパソコンに格納するソフトウェアや付帯要件として、タブレットパソコンを各小学校校内のネットワーク及び端末管理ツールへの登録設定などの作業を行うことを求めているものでございます。

これで、取得する財産の概要説明を終わりますが、本議案の最後に入札結果一覧表を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。以上で、説明を終わります。

**議 長** これから質疑を行います。小谷議員。

**2 番 小 谷** 今回タブレットが追加されるということですが、これで小学校の分は1年生から6年生まで、同じ機種といいますか、機械自体同じものが一通りそろったということで見てもよろしいのでしょうか。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい、質問にお答えいたします。小谷議員がおっしゃるように、これまで小学校3年生以下には旧型のタブレットパソコンを配布しておりましたので、今回の整備により全て小学校1年生から中学校3年生まで同じものがそろうというような状況になります。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** すいません、入札結果についてお尋ねします。予定価格が1,620万円ということで、1回目の入札が不落になりまして、2回目も2社が辞退されまして、1社で入札という形になっているんですけども、この1,620万の積算が、何と言いますか、安すぎたのかと思うんですけども、その辺の積算的なものは、標準的な積算をされたのか、それよりもちょっと安く予定価格を設定されたのかお尋ねします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい、ただいまの質問にお答えいたします。予算のこのタブレットパソコンを導入するにあたってはですね、予算を計上したところで、この予算を計上するにあたって、見積書などをですね、徴しておりますので、こういったものを参考に予定価格を設定したものでございます。そこで安すぎたのかどうかというのはですね、ちょっとわかりませんが、一応1回目の入札では落札はできていない状況ですけれども、2回目の再度入



札においては、落札が決定できたというような状況であります。あくまでも、市場価格としてのですね、状況を見積書という形で徴しておりますので、こうしたものを基に予定価格は設定をされたものというふうに考えております。以上です。

議 \_\_\_\_\_ 長 企画財政課長。

企画財政課長 予定価格についてでございますが、設計価格に対して予定価格を下げると、そういうことは入札においてですね、そういうことはあつてないということでございます。以上でございます。

議 \_\_\_\_\_ 長 ほかに質疑はありませんか。はい、町長。

町 \_\_\_\_\_ 長 はい。予定価格については、副町長か町長が設定することにしておりまして、予算の範囲内で適切な価格を設定いたしております。ご理解をいただきたいと思っております。

議 \_\_\_\_\_ 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号「財産の取得（川棚町立小学校低学年用情報端末購入の件）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「財産の取得（川棚町立小学校低学年用情報端末購入の件）」は、原案のとおり可決されました。

(14:52)

### 日程第19 請願第1号

**議** **長** 次に、日程第19、請願第1号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。これより、紹介議員の説明を求めます。

**1 1 番 炭谷** 請願第1号、2021年8月29日、川棚町議会議長 村井達己様。

請願者、川棚町中組郷1560-1、東彼民主商工会 会長 川原照男、事務局長 朽原明浩。紹介議員 私、炭谷猛。

件名 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願。

請願の趣旨。

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、今年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や日本税理士会連合会も「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小企業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、地方自治法第99条の規定に基づき「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に提出していただくことをお願いいたします。

請願事項。

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に提出してください。

以上、お願いいたします。以上であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** このインボイス制度というのは、この下に書かれている、「仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ」とあるんですけども、転嫁しないことがインボイスじゃないと思うんですよ。インボイス制度自体が。なんかこの理由付けちょっとよくわからないので、ちょっと教えてください。5行目の後ろ、「仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ」とあるんですけども。そこを1点。インボイスの制度というのはそういうのじゃなかったと思うんですけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 紹介議員。

**1 1 番 炭 谷** この意味っていうのはですね、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁、結局転嫁している面があるということでしょう。そういった場合の中で、全金額的に売り上げでの1,000万以上いかない人たちまでもかかってくるというふうなことが、これの意味じゃないかなっていうふうに私は思うんですけども。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 大体経営する、あるいは商売をする身というのは、仕入れ値に対しての利益を計算して販売してます。仕入れするときの値段のその消費税、入ってるからそれを差し引いて売るということはないわけですよ。全部初めから転嫁してるんですよ。それをなくすのがインボイス制度じゃないんだということですよ。私そう理解してるんですけども、いかがですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 紹介議員。

1 1 番 炭 谷 はい。私の方では、それをなくそうとしていることじゃないというふうに私は理解してますけど。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 この文面ではそれをなくそうとしているもんだから、ベンチャーもフリーランスも育ちませんという文面になっている。あくまでも消費者が、消費税込みで払っているわけですよ。ですよ。だから、消費税込みで払って、売上げを出しているわけですから。で、もっと言えば、この1,000万以下の業者、これは消費税が入ってから何年経っているかって。免税じゃなくて、一応大変だから期間置きますよねってなってるはずなんですよ。

議 長 紹介議員。

1 1 番 炭 谷 1,000万以下の売上げの人は、だから、消費税がかけなくていいというふうな制度になっているというふうに私は理解してますから。それでいいわけでしょう。

議 長 はい、わかりました。それぞれ、見解が違う部分もあろうかと思えます。

1 1 番 炭 谷 私もこのインボイス制度についてはまだ詳しいところまで勉強しておりませんので、この提案者であります民主商工会の朽原さんを、あとで説明を聞くというふうな機会があるかと思いますが、そのときに是非的確な回答は私の方もお願いしていきたいというふうに思っておりますので、その点ご了解いただきませれば幸いと思えますけど。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、請願第1号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(15:05)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15:06)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 山口隆